

活力あるまちづくりのために

定住促進奨励金を交付します

毎年4月1日から5月31日までの間に申請してください

人口増加や地域のにぎわいが生まれることを期待して、市では定住化を促進しています。対象者には「定住促進奨励金」を交付しています。

対象

- ①市外から転入して、新規に住宅を取得した人
- ②市内居住者で、現在アパートや市営住宅、借家などに住んでおり、新しく住宅を取得した人
(住宅の建て替えのために、一時的にアパートや借家に住んでいた場合は対象外)
- ③市内で親などと同居していて、親とは違う場所に住宅を取得して転居した人

(同一敷地以外の場所とする)

- ④①～③のいずれかを満たした場合で、対象住宅の居住者とその住宅の取得名義人が異なる場合は、取得名義人が市内に住所を有する場合に限り対象

対象住宅 平成21年1月2日以降に取得した

- ・新築または中古専用住宅
- ・新築または中古併用住宅

※併用住宅とは店舗一体型の住居です。併用住宅は居住部分が、延べ床面積の2分の1以上あるものが対象となります。中古住宅は建築年月を問いません。

支給条件

- ・対象者が市内に定住すること、させることを目的に住宅を取得した場合
- ・対象住宅に常時居住していること
- ・町内会と班へ加入すること
- ・市税などの未納がないこと

交付額

- ・交付期間は住宅取得後、対象住宅の固定資産税を課税された年度の翌年度から5年間
- ・交付額は、対象住宅に関わる固定資産税額の2分の1に相当する額。併用住宅の場合は、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1に相当する額

申請 毎年4月1日～5月31日までの間に、定住促進奨励金交付申請書を照会先へ提出する

※対象者及び対象住宅の両方の条件を満たしている人しか申請できません。

申請時の持ち物

- ・世帯主の住民票。申請する年度の4月1日以降のもの
- ・前年度の固定資産税課税明細書の写し
- ・申請者と対象住宅に居住している人の市税納税証明書。申請初年度は過去3カ年分が必要。以後の申請は前年分のみ（共有名義人分も含む）

※申請書は照会先で配布しています。市役所ホームページからもダウンロードできます。申請や申請後の流れ、奨励金の受け取り方など、詳細は照会先へお問い合わせください。土、日、祝日は受け付けしません。

照会 市企画調整課

☎0537-1112

🌐<http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp>

